

平成28年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 許認可等の事務について
- 3 監査対象 都市整備部建築指導課（長期優良住宅建築等計画の認定）
- 4 監査実施期間 平成29年2月 2日
- 5 監査結果報告 平成29年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【建築指導課】

共通（1）標準処理期間の設定について

標準処理期間の設定は、処分の性質上、設定が困難な場合もありうることから努力義務とされている。しかし、過去の処分事例の蓄積によりその処理状況を勘案し、受付から処分までの標準的な期間を見出すことは可能であると考えられる。

設定していない理由を、「申請の内容によって審査の手続が異なり、一律に期間を定めることが困難なため」としている事務については、申請を類型化して区分することによって、その区分ごとに複数の標準処理期間を定めることが可能であると考えられる。また、「申請のあった当日に処分を行うため」としている事務については、標準処理期間を即日と定めることが可能であると考えられる。

標準処理期間は、申請をしようとする者及び申請者にとって、申請に対する処分が行われるまでにどのくらいの期間を要するかを予測するための重要なものであり、また、行政庁にとっては事務処理の公平性、迅速性を確保するためのものである。

過去に一定の処分事例があるにもかかわらず標準処理期間の設定がなされていない事務については、これまでの処理状況を勘案のうえ、その許認可等の性質に応じた工夫をすることによって、申請をしようとする者及び申請者にとって目安となる標準処理期間を設定し、それを公にすること。

【改善事項】

【措置済】 平成29年 1月10日

過去の処分事例等を踏まえて、申請を類型化して区分し、その区分ごとに標準処理期間の設定を行った。

周知文書については、申請の提出先である建築指導課に備え置き、また課内掲示板2箇所に掲示し公表した。

<p>(4) 拒否処分に係る理由の提示について 申請により求められた認定を拒否する処分をする場合に、その通知書において示された当該拒否処分の理由が、単に「認定基準に適合しない事項があるため」と記載しているのみで、具体的なものではなかった。通知書において示すべき理由は、行政手続法第8条の趣旨に照らし、どのような事実がどの基準に適合しなかったかを示すなど、申請者が拒否の理由を明確に認識しうる程度に具体的なものとすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 1日 平成29年度当初に「許認可等拒否処分通知に係る業務マニュアル」を作成し、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、行政手続法第8条の趣旨に照らし、申請者が拒否の理由を明確に認識することができる程度に具体的な理由を通知書に記載するよう研修を通じて、周知徹底を図った。</p>
--	---